

山口県こども食堂登録制度実施要綱に関するQ&A

山口県健康福祉部こども・子育て応援局
こども家庭課

山口県こども食堂登録制度実施要綱（令和2年1月30日）（以下、「要綱」という。）について、理解を深めていただくために、次のとおりQ&Aを作成しました。

このQ&Aに記載のないものや御不明な点は、こども家庭課に御相談ください。

Q1 登録の目的は何ですか。

本県では、こども食堂の取組は、地域での見守りの機能を果たすなど、家庭や学校に次ぐ第3の居場所となりうるものとして、重要な役割を担うとともに、こども食堂の取組を契機として、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されているとの認識に基づき、こども食堂の普及・定着を図ることとしています。

こども食堂の普及・定着を促進するには、こども食堂の認知度や社会的信用を高めることが必要なため、福祉目的で実施されることや衛生管理の徹底を要件とする登録制度を創設し、ホームページで取組の周知を行うこととしました。

Q2 登録によるメリットや県のホームページで紹介するメリットは何ですか。

届出内容には、活動目的、リスクへの対応、連携団体等が含まれるため、登録されたこども食堂の認知度や社会的信用の向上により、地域の方が、より安心してこども食堂を利用しやすくなることや、こども食堂に対する食材の提供やボランティア、寄附金といった様々な支援につながることを期待しています。

また、原則として、保健所における手続きが簡素化されます（食品衛生法上の許可申請が不要となります。ただし、別に届出が必要になります。）。

手続きは簡素化されますが、平成30年6月28日付けで厚生労働省が発出した「子ども食堂における衛生管理のポイント」に従い、適切に衛生管理を実施していただき、不明な点があれば管轄保健所へ相談してください。

Q3 申請手続きはどうしたらいいですか。

県では、こども食堂の普及・定着を図るための支援拠点として「山口県こども食堂支援センター」を設置しており（運営はNPO法人山口せわやきネットワークに委託）、そこでは登録申請書の受理業務も行っています。

申請に関する相談や申請書類の提出は「山口県こども食堂支援センター」へ郵送またはメールにより提出してください。

提出された書類は、「山口県こども食堂支援センター」において内容を確認した後、県こども家庭課へ送付されます。

登録が完了した後、登録通知書を申請者に通知するとともに、管轄保健所、市町、社会福祉協議会へ情報提供します。

Q 4 「事業者は市町、市町社会福祉協議会等との連携に努めること。」との要件を設けたのはどうしてですか。

こども食堂の利用者は幅広く、様々な生活支援が必要な子どもや保護者も利用することが想定されます。

県や市町では、家庭の状況に応じた様々な生活支援（生活保護、生活困窮者自立支援、就学援助等）を行っていますが、県としては、こども食堂に対して、支援を必要とする子どもと県や市町の様々な生活支援をつなぐ役割も期待しています。

このため、地域において子どもの福祉を担っている市町、社会福祉協議会等とこども食堂が円滑な関係を作り、相互に連携していくことが重要と考え、このような要件を設けました。

Q 5 登録をしないとこども食堂をやってはいけないのですか。

登録は、こども食堂の活動支援を目的としたものであり、法令に基づく行政行為ではありません。

また、要綱は、こども食堂に法令上の許認可を与えたり、こども食堂の指導・監督を目的としたりするものではなく、県が登録するための基準です。

このため、登録をしないとこども食堂をやってはいけないということではありません。

Q 6 団体ではなく、個人でこども食堂を始めた場合、登録の対象となりますか。

個人で運営するこども食堂も登録の対象となります。

Q 7 事業者の要件や運営の要件を設けたのはどうしてですか。

こども食堂への社会的信用を高めるとともに、子どもたちが安心してこども食堂を利用できるようにするためです。

こども食堂がより多くの支援や賛同を得ていく上で、会則等に基づく健全な運営、暴力団といった反社会的勢力の排除、こども食堂の適切な経理、安心・安全の確保などが判断基準として求められる場合があります。

Q 8 「こども食堂」との名称を使っていなくても登録の対象となりますか。

登録要件を満たしていれば登録の対象となります。

Q 9 教会や寺院などでこども食堂を行う場合、登録の対象となりますか。

登録要件を満たしていれば登録の対象となります。

Q10 子ども以外に地域の高齢者等も利用する場合も、登録の対象となりますか。

登録要件を満たしていれば登録の対象となります。

Q11 参加者名簿は必要ですか。

人数の把握や顔と名前が一致する関係性を構築するためにも有益です。
加えて、万が一食中毒が発生した際にも参加者を特定することが必要です。

Q12 参加者の利用料金について「低額（実費相当額）」とありますが、いくらぐらいですか。

利益を目的としない活動であることから、実費相当額を想定しており、県内のこども食堂では、概ね 300 円以下の料金設定となっている場合が多いようです。

Q13 不定期開催の場合は、登録の対象となりますか。

登録制度の目的として、活動を広く紹介することとしているので、ある程度定期的な開催をお願いします。

しかしながら、開催頻度については、具体的な基準は設けていないので、個別に相談してください。

Q14 「食中毒や事故等に対応する保険に加入すること。」との要件がありますが、資金がなくて保険に加入できない場合でも登録の対象となりますか。

子どもたちに安心してこども食堂を利用してもらうために、食中毒や事故等に対応する保険に加入して、こども食堂の安心・安全を確保する必要があります。

なお、保険加入については、山口県こども食堂支援センターや市町社会福祉協議会に相談してください。

Q15 「食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守するとともに、食品衛生法の許認可等の規制も含めた管轄保健所の指導に従う」との要件を設けたのはどうしてですか。

Q2のとおり、「子ども食堂における衛生管理のポイント」に従い、適切に衛生管理を行うことにより、食中毒の発生防止などに取り組んでいただき、こども食堂の衛生面での安心・安全を確保してもらうこととしており、不明な点については、管轄保健所の指導を仰いでもらうためです。

Q16 「衛生管理の責任者」は資格が必要ですか。

衛生管理に関する責任の所在を明確にするために設けた規定であり、資格は必要ありませんが、衛生管理の責任者から調理担当者へ適切に指導を行ってください。

Q17 「衛生管理に関する講習会等を受講すること」について、こども食堂開設前に受講する必要がありますか。

また、どのような講習会がありますか。

開設までに間に合わない場合は、開設後速やかに受講してください。

講習会の種類として、保健所が実施する「食の安心・安全お届け講座」、一般社団法人山口県食品衛生協会が実施する「食品衛生責任者養成講習会」、山口県こども食堂・こどもの居場所ネットワークが企画する衛生管理講習会等があります。

Q18 アレルギー対応する場合に「専門職の関与」とありますが、専門職とはどのような方ですか。

栄養士などを想定しています。

Q19 参加する児童への虐待と認められる行為等とは、どのようなものですか。

以下の県ホームページの記載を参考にしてください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/52/177973.html>

Q20 「山口県こども食堂登録届」に添付する書類のうち、「こども食堂の開催場所の周辺地図」は、どれぐらいの精度のものが必要ですか。

こども食堂の場所が分かる、おおまかなもので差し支えありません。

Q21 すでに開設しているこども食堂について、登録を行うメリットがありますか。

Q2のとおり、届出内容には、活動目的、リスクへの対応、連携団体等が含まれるため、登録された子ども食堂の認知度や社会的信用の向上により、地域の方が、より安心してこども食堂を利用しやすくなることや、こども食堂に対する食材の提供やボランティア、寄附金といった様々な支援につながることを期待しています。